

第1節 総合的防災体制の整備

方 針

町、泉州南消防組合及び関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

計 画

第1 組織体制の整備

1. 町の組織体制の整備

町域（隣接市を含む）における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図る。

（1）田尻町防災会議

田尻町地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

【組織】

会 長 町長

会 員 田尻町防災会議条例第3条第5項各号に定める者

（2）部長会

防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

【組織】

「田尻町部長会規程」に基づく部長会で組織する。

（3）田尻町災害警戒本部

次の場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

ア 町域（隣接市を含む）において震度4を観測し、小規模な災害が発生したとき

イ 大阪管区気象台の「大雨警報」、「暴風警報」、「洪水警報」または「高潮警報」が

【大阪府】または【泉州】に発表され、かつ町長が必要と認めたとき

ウ 災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、または小規模な災害が発生したとき

エ 津波予報区【大阪府】に津波警報が発表されたとき

オ 津波による災害の発生が予想され、対策を要すると認められるとき

カ その他、特に町長が必要と認めたとき

【組織】

本 部 長 副町長

副本部長 総務部長・事業部長

本 部 員 その他部長級以上の職員・泉州南消防組合泉佐野消防署長・消防団長

(4) 田尻町災害対策本部

次の場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

- ア 町域（隣接市を含む）において震度5弱以上を観測したとき
- イ 大規模の災害が発生し、もしくは発生の恐れがあるとき、または被害が甚大と予想されるとき
- ウ 府域において、特別警報（津波警報を含む。）が発表されたとき
- エ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
- オ その他町長が特に必要と認めたとき

【組織】

本部長 町長

副本部長 副町長・教育長

本部長 部長以上の職員・泉州南消防組合泉佐野消防署長・消防団長

2. 町の動員体制の整備

災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

(1) 職員の配備基準

- ア 情報収集体制（レベル0 配備）
 - ① 災害発生の恐れがある気象予報が発表され、通信情報活動の必要があるとき
- イ 警戒配備体制（レベル1 配備）
 - ① 災害発生の恐れがある気象警報が発表されたとき
 - ② 町域（隣接市を含む）において震度4を観測したとき
- ウ 災害警戒本部体制（レベル2 配備）
 - ① 町域（隣接市を含む）において震度4を観測し、小規模な災害が発生したとき
 - ② 大阪管区気象台の「大雨警報」、「暴風警報」、「洪水警報」または「高潮警報」が【大阪府】または【泉州】に発表され、かつ町長が必要と認めたとき
 - ③ 災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、または小規模な災害が発生したとき
 - ④ 津波予報区【大阪府】に津波警報が発表されたとき
 - ⑤ 津波による災害の発生が予想され、対策を要すると認められるとき
 - ⑥ その他、特に町長が必要と認めたとき
- エ 災害対策本部体制（レベル3 配備）
 - ① 町域（隣接市を含む）において震度5弱以上を観測したとき
 - ② 大規模の災害が発生し、もしくは発生の恐れがあるとき、または被害が甚大と予想されるとき
 - ③ 府域において、特別警報（津波警報を含む。）が発表されたとき
 - ④ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
 - ⑤ その他、特に町長が必要と認めたとき

3. 泉州南消防組合の組織体制等の整備

泉州南消防組合は、災害時に各々の応急対策活動を実施できるよう、防災に係る組織及び動員体制について別に定める。

第2 防災拠点機能の確保、充実

1. 町の司令塔機能の整備・強化

現在、災害時における災害対策本部の設置場所を町役場庁舎としているが、災害時に司令塔として有機的に機能するための更なる機能強化や施設整備に努めていくこととする。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄等に努める。

2. 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

3. 地域防災拠点の整備

町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

〔町地域防災拠点：資料編「資料2-1」〕

第3 装備資機材等の備蓄

1. 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

2. 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3. データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに応急復旧に必要な測量図等、各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期するよう努める。

第4 防災訓練の実施

地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民の参画を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1. 総合防災訓練の実施

関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の訓練を有機的に連携させた総合的な訓練を計画、実施する。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、被害が広域にわたる災害も想定し、近隣市町と合同による広域的な訓練も取り入れ、防災訓練の充実を図る。

2. 防災訓練の充実化

総合防災訓練とは別に、水防、消防、避難誘導、通信連絡等に関する個別訓練の計画、実施に努め、防災訓練の充実化に努める。

第5 広域防災体制の整備

町、泉州南消防組合及び関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1. 相互応援体制の整備

町は、大規模災害発生に備え、広域的な相互応援体制の整備を推進する。

〔相互応援協定：資料編「資料4-1」〕

2. 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

町は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を推進する。

3. その他の防災関係機関の広域防災体制の整備

その他の防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

第6 人材の育成

町、泉州南消防組合及び関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する職員及び消防団員等の専門教育を強化する。

1. 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

ア 講習会、研修会等の実施

イ 見学、現地調査等の実施

ウ 防災に関する各種教材等の配布

(2) 教育の内容

ア 田尻町地域防災計画及びこれに伴う各防災機関の防災体制と各自の任務分担

イ 非常参集の方法

ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性

エ 過去の主な被害事例

オ 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む。）

カ 防災関係法令の適用

キ その他必要な事項

第7 防災に関する調査研究の推進

町及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因被害想定及び防災体制等についての調査研究に努める。

第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

町は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定されるが、そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であるととも、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。

町は、こうした大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制の整備に努める。

1. 被災者支援システムの導入

被災者支援システムの導入に努める。

2. 業務継続体制の整備

BCP（業務継続計画）の作成・運用に努め、自らの業務継続のための体制整備を行う。

3. 相互応援体制の強化

相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

第10 事業者、ボランティアとの連携

町は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ民間事業者との協定の締結を推進し、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的に災害応急対策等が行えるよう努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

方 針

町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。

計 画

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設整備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

さらに、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

町は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を推進するとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1. 防災情報システムの充実

町は、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) 公共情報コモンズ等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

2. 無線通信施設の充実強化

町は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実、消防無線のデジタル化整備、その他MCA無線、衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の充実強化に努める。

第2 情報収集伝達体制の強化

町及び関係機関は、被害情報の収集体制の整備、関係機関との相互連携、伝達窓口の明確化に努めるとともに、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、公共情報コモンズ、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページや

メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図る。また、24時間情報収集伝達可能な体制とし情報収集伝達体制の強化に努める。

第3 災害広報体制の整備

町及び関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、あらかじめその体制及び施設設備の整備に努めるとともに、府及び国と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1. 広報体制の整備

（1）災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任する。

（2）災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

（3）広報文案の事前準備

ア 地震の規模・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 要配慮者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

カ 災害発生直後（時間外）における職員等の確保

キ 要配慮者に対する避難等、具体的な呼びかけ

ク 広報車、防災行政無線等の運用体制

（4）要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

（5）交通路の寸断、電気等のライフライン及び各種通信手段が途絶えた場合の広報手段

2. 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

3. 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、相談窓口などの体制を整備する。

4. 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

方針

町及び泉州南消防組合は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。また、大規模災害又は特殊災害に対応するため、府及び国と連携し、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進する。さらに、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等との協力を努める。

なお、町及び府は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行うこととする。

計画

第1 消火・救助・救急体制の整備

1. 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実（町及び泉州南消防組合）

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署を配置し、消防車両などの消防施設や通信機能の強化を図るための消防設備及び救助、救急の各種資機材の整備など、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保（町）

ア 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓及び耐震性防火水槽等を設置する。

イ 海、河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用等、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備（町及び泉州南消防組合）

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化（町及び泉州南消防組合）

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、町及び泉州南消防組合は協力して、組織の活性化に努め、活動強化を図る。

ア 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・無線機などの防災資

機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

エ 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

オ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

2. 広域消防応援体制の整備

町及び泉州南消防組合は、地震等大規模災害の発生に備え、相互応援協定等に基づく受入れ体制の整備に努める。

〔相互応援協定：資料編「資料4-1」〕

3. 消防・救急無線の整備・拡充

泉州南消防組合は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を進める。

第2 連携体制の整備

町は、府、泉佐野警察署、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

方針

町及び泉州南消防組合は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら災害時医療体制を整備するものとする。

計画

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

1. 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から必要と認められる期間、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2. 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集伝達体制の整備

町は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1. 広域災害・救急医療情報システムの活用

町及び関係機関は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム（EMIS））を活用した情報収集体制を推進するため、府が定期的に行う入力操作等の研修や訓練に参加する。

2. 連絡体制の整備

- (1) 災害時の連絡・調整窓口を設置し、情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を別途定める。
- (2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように災害医療情報連絡員を指名する。
- (3) 地域災害医療本部が設置された場合の連携体制について別途定める。

3. その他

- (1) 医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

町は、府及び医療機関と連携して救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1. 医療救護班の種類と構成

災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を編成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

2. 医療救護班の編成基準

町は、災害の状況に応じた医療救護班の編成を検討する。

3. 救護所の設置

町は、町内の医療機関をできるだけ救護所として位置づけるとともに、あらかじめ指定した避難所においても必要に応じて救護所を設置する。

4. 医療救護班の受け入れ及び配置調整

医療救護班の受け入れや救護所への配置については、町が窓口となり調整を行うが、町単独では十分対応できない場合は、地域災害医療本部が派遣調整を行う。

〔医療救護班編成数及び構成等〕：資料編「資料6-1」

第4 後方医療体制の整備

1. 災害医療機関の整備

町は、患者の受け入れ及び災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整等を行うため、町内に医療救護活動の拠点となる施設を整備するとともに、府が後方医療体制の充実を図ることを目的として整備する各災害医療機関との連携体制を図る。

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して府の中心的な役割を果たす医療機関

イ 地域災害拠点病院

重傷患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受け入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する医療機関

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから、その対策拠点としての医療機関

(3) 町災害医療センター

町の医療救護活動の拠点となる施設

(4) 災害医療協力病院

災害拠点病院、町災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等の医療機関

〔各災害医療機関〕：資料編「資料6-2」

2. 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

町は、府とともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制の整備に努める。

第6 患者等搬送体制の確立

町及び泉州南消防組合は、府と協力し、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路・水路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1. 患者搬送

町は、泉州南消防組合及び府と協力して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2. 医療救護班の搬送

町は、府及び医療関係機関と協力して、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3. 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

町は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、府、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などの整備に努める。

第8 関係機関協力体制の確立

町は、府とともに泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

また、町は、府及び災害医療機関等と協力して、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

方針

町及び関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

計画

第1 陸上輸送体制の整備

1. 緊急交通路の選定

(1) 広域緊急交通路（府選定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 各府民センタービル、町の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道

(2) 地域緊急交通路（町選定）

広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、田尻町災害医療センター、災害医療協力病院、避難所などを連絡する道路

〔各緊急交通路〕：資料編「資料8-1」〕

2. 地域緊急交通路の整備

町は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

3. 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4. 広域緊急交通路の周知

府及び泉佐野警察署は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ広域緊急交通路の周知に努める。

5. 地域緊急交通路の周知

町及び泉佐野警察署は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ地域緊急交通路の周知に努める。

6. 緊急通行車両の事前届出

町は、緊急通行車両として使用する計画のある車両について「緊急通行車両事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

第2 航空輸送体制の整備

町は、府等から航空輸送の応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定する。また変更等が生じた場合は、その都度、府に報告する。 [災害時臨時ヘリポート]：資料編「資料8-3」]

第3 輸送基地の確保

町は、府指定の輸送基地等から緊急物資等の受け入れ、集積、積替え、配送等を行う輸送基地の確保に努める。

第4 輸送手段の確保体制

町及び関係機関は、陸上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手順を整備する。

1. 車両の把握

緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2. 調達体制の整備

災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについては、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

第5 交通規制資機材の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第6節 避難受入れ体制の整備

方針

町、泉州南消防組合及び関係機関は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所をあらかじめ指定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を推進する。

計画

第1 避難場所、避難路の指定

町は、避難場所および避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定することとする。

1. 火災時の避難場所及び避難路の指定（町）

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる場所（概ね1 ha以上）を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を、府の被害想定（広域避難場所必要有効面積）に準じ、広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人当たり概ね1 m²以上の避難有効面積を確保できること

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10 ha以上の空地

ただし、10 ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

広域避難場所に通じる避難路をあらかじめ避難路として指定するよう努める。

ア 原則として幅員が16 m以上の道路（但し、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10 m以上の道路）及び10 m以上の緑道を選定するが、本町の実情に応じて、町道等上記基準を満たさない道路についても必要であると認められる場合は、避難路として選定するものとする。

また、地域緊急交通路と重複している区間については、緊急輸送活動等に支障をきた

さぬよう、避難誘導を行う。

イ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。

ウ 消防水利の確保が比較的容易なこと。

2. その他の一時避難場所及び避難路の指定（町）

津波、浸水等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な一時避難場所、避難路を指定する。

（1）一時避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

（2）避難路

避難場所またはこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

〔一時避難場所及び避難路〕：資料編「資料7-1、7-4」〕

第2 避難場所、避難路の周知

町は、一時避難場所、広域避難場所及び避難路の指定にあたり、府内共通の図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するよう努める。

また、指定した一時避難場所、広域避難場所及び避難路については、ハザードマップ等を活用し、住民への周知に努める。

なお、ヘリポートに指定されている避難場所においては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

第3 避難場所、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上に努める。

1. 一時避難場所

- （1）避難場所標識等による住民への周知
- （2）周辺の緑化の促進
- （3）複数の進入口の整備

2. 広域避難場所

- （1）避難場所標識の設置
- （2）非常電源付きの照明設備・放送施設の整備と検討
- （3）周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- （4）複数の進入口の整備

3. 避難路

- （1）沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- （2）落下・倒壊物対策の推進
- （3）誘導標識、誘導灯の設置
- （4）段差解消、誘導ブロックの設置等

第4 避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。

また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保に努める。

1. 避難所の指定

指定避難所は、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるものとし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を配慮し、その管理者の同意を得たうえで指定することとする。
- (2) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定することとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者との調整を図る。
- (4) 必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (5) 放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、コンクリート屋内退避体制の整備を図る。

〔指定避難所〕：資料編「資料7-2」〕

2. 要配慮者に配慮した避難施設・設備の整備・確保

要配慮者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を推進する。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員の確保に努める。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。
- (3) 避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 必要な日常生活用具等、備品の整備に努める。

3. 福祉避難所の指定

要配慮者を保護するため、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協

議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。

4. 避難所の運営管理体制の整備

府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、「避難所運営マニュアル」を作成するなど、避難所の運営管理体制を整備するとともに、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

第5 避難誘導體制の整備

1. 町

- (1) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、地区会などの地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。
- (2) 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、津波、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。
- (3) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練やハザードマップを活用し、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めることとする。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築を行う。

3. 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、その際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第6 広域避難体制の整備

町及び府は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第7 応急危険度判定体制の整備

町及び府は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の危険度を判定するための体制を整備する。

1. 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府及び建築関係団体等との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成・登録の推進に努める。

(2) 実施体制の整備

町は、判定主体として資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2. 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府及び建築関係団体等との連携により、被災宅地危険度判定士の養成・登録の推進に努める。

(2) 実施主体の整備

町は、被災宅地危険度判定士受入れ態勢の整備など、実施体制の整備を図る。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

1. 応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設について、府から委託された場合、町において実施する。

町は、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時にあっせんできる体制の整備に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に関しては、関連業者と災害時における必要戸数の供給等について事前に協議を行うとともに、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

〔応急仮設住宅建設候補地〕：資料編「資料7-3」〕

第9 斜面判定制度の普及啓発

町は、府及び大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第10 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第7節 緊急物資確保体制の整備

方針

町、府及び関係機関は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

計画

第1 給水体制の整備

1. 給水体制の整備

町、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（浄水池・配水池容量の増強、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕、給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備等）
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) ボトル水・缶詰水の備蓄
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために府及び府下市町村と相互に協力して大阪府水道震災対策中央本部体制を整備する。

2. 井戸水による生活用水の確保

町は、府と連携して災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

第2 食料・生活必需品の確保

1. 重要物資の備蓄

町及び府は、相互に協力し、食糧・生活必需品の確保に努める。

- (1) アルファ化米など
要給食者の1食分を備蓄する。
- (2) 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

高齢者用食1食分、粉ミルクを1日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

(3) 毛布

避難者のうち要援護高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。

(4) 衛生用品（おむつ、生理用品等）

1日分を備蓄する。

(5) 仮設トイレ

必要量を備蓄する。

2. 備蓄目標量

上記の考え方に基づき、町の備蓄目標量を下記のとおり定める。

食料等		生活必需品	
アルファ化米等	1,617食	毛布	486枚
高齢者用食	33食	おむつ	245個
粉ミルク	17人分	生理用品	2,685個
哺乳瓶	17人分	仮設トイレ	17個

3. その他の物資の確保

下記については、流通備蓄等により確保体制の整備に努める。

(1) 精米、即席麺などの主食

(2) 野菜、漬物、菓子類などの副食

(3) 被服（肌着等）

(4) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

(5) 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

(6) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）

(7) 医薬品等（常備薬、救急セット）

(8) 要配慮者用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

(9) 棺桶、遺体袋 など

4. 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等による物資の確保に努める。

(1) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

(2) 備蓄物資の点検及び更新

(3) 定期的な流通在庫量の調査の実施

(4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）

(5) 民間事業者との連携

5. 住民による備蓄の推進

迅速な緊急物資の供給が困難な場合を想定し、住民自らが約1週間分の備蓄品（飲料水・食料・生活用品等）を備えるよう周知を図る。

第8節 ライフライン確保体制の整備

方 針

町及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

計 画

第1 上水道・工業用水道（町、大阪広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (2) 関係機関との協力体制を整備する。
- (3) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (4) 管路図等の管理体制を整備する。
- (5) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 相互応援体制の整備

上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府、府下市町村及び大阪広域水道企業団と相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。

第2 下水道（町、府）

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府及び市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 大阪府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合せ」に基づく、近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国・他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。

(3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

(1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。

(2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

(1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

(2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。

ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と、早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

(4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

(5) 重要施設の供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定する。

(6) ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

(7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

(8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。

(9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。

ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。

イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

(1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

(2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。

- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

災害により電気通信設備または回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し、または被害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3. 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧

カ 消防・水防

キ 避難及び救護

(2) 町が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4. 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5. 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、町及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

町及びライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

1. 飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
2. 関西電力株式会社岸和田営業所及び大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
3. 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに特設公衆電話の設置場所等、災害時における注意事項及び通信に関する情報について広報する。

第9節 交通確保体制の整備

方針

道路、鉄道、漁港、空港施設等の管理者は、災害発生時における安全かつ、円滑な交通確保のため、体制の整備に努めるものとする。

計画

第1 道路施設（町、府、近畿地方整備局）

町、府及び近畿地方整備局は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。

また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第2 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）

南海電気鉄道株式会社は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第3 漁港施設（府）

府は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための体制を整える。

また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第4 空港施設（新関西国際空港株式会社）

新関西国際空港株式会社は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活動のための体制を整備する。また、災害発生後直ちに空港施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、応急点検体制の整備に努める。

第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

方 針

町及び泉州南消防組合は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき事業の推進を図る。

第11節 避難行動要支援者支援体制の整備

方針

町は、関係機関と連携し、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

計画

第1 障害者・高齢者等に対する支援体制整備

1. 避難行動要支援者対策の推進

町は、「田尻町避難行動要支援者支援プラン」を策定し、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

2. 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握・集約に努める。

3. 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者のうち、要支援者の要件を満たす対象を把握するため、町の各部局から収集した情報と民生委員児童委員及び府をはじめとする関係機関から収集した情報を集約し、その情報のうち災害発生時等に特に避難支援を要するものとしての「避難行動要支援者」を把握し、避難支援等を推進するための「避難行動要支援者名簿」を作成する。

なお、「避難行動要支援者名簿」の作成にあたっては、「田尻町避難行動要支援者支援プラン」を参考とする。

4. 避難行動要支援者名簿の活用

町は、避難行動要支援者名簿を名簿登録者本人の同意を得たうえで、避難支援等に携わる関係者として本計画で定めた避難支援等関係者に提供し、地域における避難支援等の体制づくりに努める。

(1) 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

ア 消防機関

イ 警察機関

ウ 福祉機関

エ 名簿登録者それぞれが居住する地域の民生委員、児童委員

オ 名簿登録者それぞれが居住する地域の自治会、自主防災組織

カ その他、避難支援等の実施に携わる関係者であって、町長が認めた者

(2) 避難支援等関係者への提供と支援体制の整備

避難行動要支援者名簿の提供に関する同意分については、平常時から避難支援等関係者に

提供し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するため、対象者一人ひとりに対して個別計画を策定し、必要な支援体制の整備に努める。

(3) 災害時の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難行動要支援者名簿の提供に関する同意の有無に関わらず、すべての避難行動要支援者名簿を、避難支援等関係者に提供し、災害救助活動に活用する。

5. 避難行動要支援者名簿の管理・更新

(1) 管理方法

避難行動要支援者名簿は、町（防災担当、福祉担当、保健衛生担当）及び避難行動等支援団体において、個人情報保護条例に基づき厳重に管理することとする。

また、避難支援等関係者は、町より提供された名簿に関する情報の適正な管理と細心の注意を払いながら、平常時から要支援者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や避難誘導訓練の実施を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努める。

(2) 更新

町（福祉担当）は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、避難支援等関係者に提供する。

6. 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者に対して、自らの安全確保の重要性に関する周知を行うとともに、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者の安全確保に対する理解が得られるよう周知に努める。

7. 福祉避難所における体制整備

町は、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努めるとともに、関係団体等と連携して、避難者が必要とする福祉サービスが受けられるよう配慮するものとする。

8. 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

また、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

9. 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 福祉避難所の指定

本編 本章 第6節 第3の4「福祉避難所の指定」に準ずる。

第3 外国人に対する支援体制整備

町内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

第4 その他の要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第12節 帰宅困難者支援体制の整備

方針

大規模地震等により交通機能が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

このため、町及び関係機関は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、徒歩帰宅者への支援を行う。

計画

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

町は、災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府及び関係機関と連携して、企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

1. むやみに移動を開始することは避ける。
2. 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
3. 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
4. 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
5. これらを確認するための訓練の実施。

第2 徒歩帰宅者への支援

1. 給油取扱所における帰宅困難者への支援

大阪府石油商業組合の組合員は、府域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- （1）一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- （2）地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2. コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- （1）水道水、トイレ等の提供
- （2）地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供